

伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、法第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定事業者等」という。)に対して行う第1号事業(法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。)の内容及び第1号事業支給費(法第115条の45の3に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)に係る費用の給付に関し行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、指定事業者等の第1号事業の内容について、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は第1号事業支給費の給付について不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 監査に当たっては、神奈川県及び地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図るものとする。

(監査対象となる指定事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

(2) 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情情報

(3) 神奈川県、他の市町村又は連合会からの通報情報

(4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者の情報

(5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(6) 指定事業者等が一体的に運営する訪問介護事業所、通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所への法第23条及び第24条による指導又は法76条及び第78条の7の監査等で確認した指定基準違反等の情報

2 前項に規定する情報の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに監査を行

うものとする。

(1) 著しい指定基準違反等が確認され、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがある場合

(2) 著しく不正な第1号事業支給費の請求と認められる場合

(監査方法等)

第4条 市長は、監査の実施を決定したときは、監査の実施前に、監査の対象となる事業所の名称、第1号事業の種類、根拠規定、日時、場所、出席者等必要な事項について、監査の対象となる指定事業者等に対し、文書により通知するものとする。また、緊急に監査を行う必要があると判断したときは、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所、事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

3 市長は、監査において必要と認められる場合は、関係する指定事業者等又は利用者等若しくは利用者であった者等に対して関連調査を行うことができるものとする。

(監査結果通知)

第5条 市長は、監査の結果について、当該監査の対象指定事業者等に通知するものとし、第7条第1項に規定する勧告又は第9条第1項に規定する指定の取消し等に至らないが、改善を必要とする事項がある場合には、文書により改善の指導を行うとともに、期限を定めて報告書の提出を求めるものとする。

(他の指定権者への監査結果通知)

第6条 市長は、監査を行った結果、他の指定権者による指定事業者等に指定基準違反等の事実が確認されたときは、当該他の指定権者にその旨を通知するものとする。

(勧告)

第7条 市長は、監査の結果、指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該指定事業者等に対し、期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告するとともに、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告を行う場合は、関係する指定権者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する勧告を受けた指定事業者等が、同項の期限内に当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第8条 市長は、第7条第1項に規定する勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて文書によりその勧告に係る措置を講じるべきことを命令するとともに、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する命令を行う場合は、関係する指定権者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する命令を行ったときは、その旨を伊勢原市掲示場設置規程(昭和29年伊勢原市規程第1号)に規定する掲示場に掲示することにより公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、監査の結果、指定基準違反等の内容が、法第115条の45の9に該当するときは、当該指定事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力を停止(以下「指定の取消し等」という。)することができる。

2 市長は、前項に規定する指定の取消し等を行う場合は、当該指定事業者等に対し、処分の種類、内容、期日又は期間、根拠規定、理由、取消訴訟の提起に関する事項等について文書により通知するとともに、関係する指定権者及び連合会にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する指定の取消し等を行ったときは、厚生労働省令で定める事項について、伊勢原市掲示場設置規程に規定する掲示場に掲示することにより公示しなければならない。

(聴聞等)

第10条 市長は、監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「命令・取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、命令・取消処分等の名あて人となるべき者に対して、伊勢原市行政手続条例(平成12年伊勢原市条例第9号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第11条 市長は、勧告、命令又は指定の取消し等を行った場合であって、偽りその他不正な行為により第1号事業支給費の支払を受けた者がいるときは、その全部又は一部について、当該指定事業者等に対し、法第22条第3項に基づく不正利得を当該第1号支給

費に係る指定権者に返還するよう指示するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指示を行うときは、当該返還に係る指定権者に対し、事業所名及びサービスの種類等を通知するものとする。
- 3 市長は、返還の対象となった第1号事業に係る要支援者又は事業対象者(以下「要支援者等」という。)が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、当該指定事業者等に対して、当該過払い額を要支援者等に返還するよう指示するものとする。
- 4 市長は、当該指定事業者等に対し、返還の結果を報告するよう指示するものとする。
- 5 市長は、命令又は指定の取消し等を行った場合であって、偽りその他不正な行為により第1号支給費の支払を受けた者があるときは、当該指定事業者等から、法第22条第3項の規定に基づき、返還金に加え、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和3年5月19日告示第137号)

この告示は、公表の日から施行する。